

富士塚自治会 No.3 ニュース

2021年4月1日

富士塚自治会 総務部 発行

2021年度 役員(案)決まる

富士塚自治会の2021年度の役員は本年度、各班の推薦で選ばれた14名(1年目)と昨年からの14名(2年目)の28名で会長、副会長、財政部、総務部、防犯部、防災部、福利厚生部、環境事業部、女性部、広報部、会計監査の分担を3月21日(日)に決めました。

特に次の役員改選時期(2022年度)は現在の会長、副会長が同時に交代時期になります。

この一年間(2021年度)はその事を前提にし

た自治会運営をすることになります。

しかし、社会の定年延長により、地域での活躍は高齢になってからのスタートとなります。

自治会役員には体力・気力が必要ですが、高齢になってからの長期の担当は厳しいのも事実です。

これまで会長などは長期化が普通でしたが今後は会長などの役員も1期(2年)ごとの短期交代に違和感が無くなると良いと思います。

2021年3月 班長定例会の報告

2021年3月13日(土)19時から2020年度最後の班長定例会が開催されました。

新型コロナのため十分な活動が出来なくて残念ではありましたが班長各位のご協力で会費の徴収、募金活動、広報活動が出来ました。

<議題>

- ① 第56回定期総会について
- ② 自治会規約の細則の改定について
(裏面参照)
- ③ 班長引継ぎについて
- ④ 今後の予定



<審議>

3月13日定例会 ソーシャルディスタンスを保って

- ① 4月18日の定期総会は新型コロナ感染防止のため総会は「書面表決」を検討している。その場合は「書面表決票」を班長に提出して下さい。
- ② 細則の改定、自治会の入会金について、自治会財政も安定して入会金の意義も薄れている、今後は徴収しない改定案が示されました。
Q:入会金は、例えば会館建設時の会員は大きな費用を負担した。ゴミ集積のネットも同様で、その後の入会者は負担なしに利用できる。それをご理解頂くため入会金を設けたと理解してる。しかし財政に心配なければ賛成する。
A:その通りです。財政的に安定してるので、多くの方に入会頂くため入会金をなくす改定です。以上の結果、細則改定は満場一致で可決しました。
- ③ 班長引継ぎは「班長の手引き」を新班長に渡して引き継いでいただく事になりました。

<今後の予定>

4月

- 4日(日) 9:00 自治会館利用調整会議(5月分)
- 11日(日) 9:00 ハマロード4号線美化活動
- 18日(日) 10:00 富士塚自治会第56回定期総会

5月

- 2日(日) 9:00 自治会館利用調整会議(6月分)
- 8日(土) 19:00 班長定例会
- 9日(日) 9:00 ハマロード4号線美化活動
- 15日(土) 19:00 役員(幹事)定例会

中和田南小西門下校時 児童見守り「学援隊」

南小の学援隊は毎月水曜日午後の下校時に学校西門の横断歩道で学童の安全を見守っています。

富士塚自治会の学援隊は第1水曜日と第5水曜日に行っています。

第2、第3、第4水曜日は元木、本郷、杉の木が行っています。



3月3日 横断歩道を渡る小学生と富士塚自治会「学援隊」

規約の細則を一部改定について

富士塚自治会規約の細則および運用細則一部を改訂する。(2021年3月13日 班長会にて改訂)

1. 富士塚自治会規約 改訂なし
2. 富士塚自治会 細則

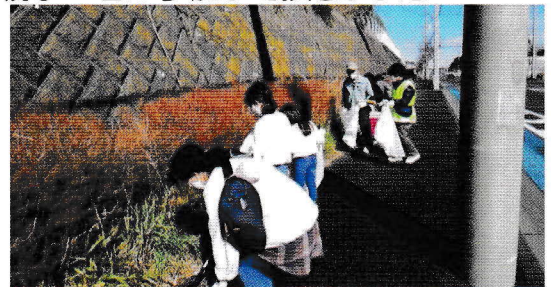
	現行	改定案	改訂の理由
第1条を 変更	(班長の職務) 第1条 1 会費の徴収 (1) 会費は世帯単位とし、原則として毎月27日までに徴収する。但し、月の16日以降に入居された方の当月分は徴収しない。	第1条 1 会費の徴収 (1) 会費は世帯単位とし、原則として毎月27日までに徴収する。なお、入会した月の会費は徴収する。	①入会金の徴収をやめたため。 ②班長の判断を無くするため。
第3条を 変更	(入会金) 第3条 自治会に入会する場合の入会金は、一世帯につき1,500円とする。	(入会金) 第3条 自治会に入会する場合の入会金は、一世帯につき0円とする。	①自治会のインフラも整備され入会金を取る必要がなくなったこと。 ②現在は入会者を増やすことが重要なため。
第5条	第5条 付則	第5条 付則 この細則は、2021年3月14日より一部改訂施行する。	末尾に改定の日付を追加

3. 富士塚自治会 運営細則

	現行	改定案	改訂の理由
4の(1)に 追加	4. 役員活動費の支払い (2) 会長、副会長、総務は電話連絡、移動等頻繁に発生し、案件ごとの実費領収の特定が困難な場合が多々あることを考慮し、通常の活動費として次の金額の枠を設ける。 ① 会長：月額 3,000円 ② 副会長：月額 1,000円/人	4. 役員活動費の支払い (2) 会長、副会長、総務部長、財政部長は電話連絡、移動等頻繁に発生し、案件ごとの実費領収の特定が困難な場合が多々あることを考慮し、通常の活動費として次の金額の枠を設ける。 ① 会長：月額 3,000円 ② 副会長：月額 1,000円/人 ③ 総務部長：月額 1,000円 ④ 財政部長：月額 1,000円	総務部、財政部の活動実態を考慮して改訂する。
9.	9. 付則	9. 付則 この細則は、2021年3月14日より一部改訂施行する。	末尾に改定の日付を追加

ハマロード(環状4号線)美化活動

3月14日(日)ハマロードは富士見が丘連合自治会参加の6自治会、町内会、南小の生徒、約90名が「いずみ桜広場」に集合して「環状4号線沿線」を清掃しました。富士塚自治会から、班長、幹事、協力会の親子18名が参加して頂きました。

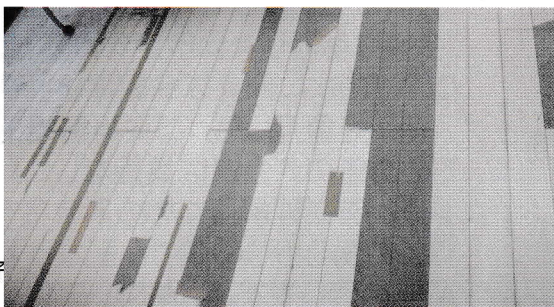


赤坂橋から下飯田駅方向を清掃する富士塚のみなさん

会館床工事

富士塚自治会館は建設から13年を経過しました。3年前程から一部床がはがれ養生してきましたが昨年からは床全体ではがれ部分修理では済まなくなりましたので全体を修理することとしました。

傷んだ床の様子



幹事定例会

3月20日(土)幹事定例会が行われました。各部とも、来年度への引継ぎ、予算などを検討しました。

また高齢者、定年延長下での役員の出選方法を検討しました。

現在の各班からの推薦方法で十分かどうかなど議論しましたが結論に至らず今後も議論を続けて行く事としました。

第56回総会のお願い

富士塚自治会の2021年度の事業計画を決める定期総会は新型コロナウイルスの関係で集まって審議をすることが出来ません。

議案書を全世帯に配布しますので書面表決票にてご意見をお寄せ下さい。

富士塚自治会
ホームページ
QRコード

